平成27年度第1回総合教育会議議事録

日 時 平成 27 年 4 月 16 日 (木) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 35 分まで

場 所 ひかりプラザ5階教育資料室

出席者 構成員 市長 井澤 邦夫

教育委員会委員長 富山 謙一教育委員会委員長職務代理者 髙橋 道子

教育委員会委員 戸塚 晃

教育委員会委員 佐久間 博美

教育委員会教育長 松井 敏夫

説明員 政策部長 内藤 達也 政策経営課長 可児 泰則

文化と人権課長 宮本 学

スポーツ振興課長 上田 晴世

教育部長 本橋 信行

社会教育担当部長兼社会教育課長 小山 則夫

教育総務課長 新出 尚三

学務課長 本多 美子

学校指導課長 布宮 英明 学校指導課統括指導主事 松浦 素明

学校指導課指導主事 古林 香苗

学校指導課指導主事 大島 伸二 ふるさと文化財課長 島﨑 進一

公民館課長 山崎 明子

図書館課長 藤川 浩二

事務局 政策経営課 増田 雄二

 政策経営課
 山田 隆史

 教育総務課
 千田 孝一

教育総務課 寺前 めぐみ

傍聴人 7人

午前9時30分開会

1 市長あいさつ

〇井澤市長 ただいまより、平成27年度第1回総合教育会議を開催します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、総合教育会議は、地方公共団体の長が招集することと規定されておりますので、議長は私が務めさせていただきます。それでは、次第に従って会議を進行します。これからの議事については、着席のまま進めさせていただきます。

それでは、私、議長のほうから、挨拶をさせていただきたいと思います。今、前段でも申し上げましたが、総合教育会議の設置が義務づけられました。この法律改正のもともとの発端は、大津市におけるいじめの件があったことですけれども、より市民の声を教育委員会の中に取り入れて、反映させていくべきだというお話から、この総合教育会議というのが設置されました。これは法律に基づく会議です。

今日, 第1回目ですけれども, 活発な議論を今後ともお願いしたいと思っております。

2 教育委員会委員長あいさつ

〇井澤市長 今日は議題が幾つかあります。まず、それぞれの委員からご挨拶をいただきたい と思います。

○富山委員長 アメリカの16代大統領に、エイブラハム・リンカーンという人がいたのですが、そこのお墓に私は行ったことがあるのですが、そこで思ったことがあります。アメリカが最初の1つのまとまった国になるという南と北が争ったときに、彼の有名な言葉は、「分かれ建つ家は滅びる」。1軒のお家の中で、お父さんとお母さんが仲たがいしていたら、その家はよくならない。国家も同じなのだ。そのようなことを言って、国が1つにまとまっていったという、そういうお話の本を読んだことを思い出しました。やはり、教育の中も同じだなと思います。首長部局と教育委員会がその方向性を一致させて、力を合わせて国分寺市の教育の充実、振興を図っていく。とりわけ、教育環境の整備だとか、あるいは、先ほど大津市のことがありましたが、子どもたちの命や安全にかかわる重要なことなど、そういうものに対して方向性を一致させて、力を合わせて進めていくというのは、やはり教育の中も同じかなと私は思います。

この総合教育会議がそういう意味で、きちんと機能していって、国分寺市の教育が充実、発展 していくことを期待しております。力を合わせて国分寺市の教育を発展させるのだというのが趣 旨だろうと思っています。また、それが機能することを期待しております。

○髙橋委員 私は3期目になりますけれども、この3期のところで教育の体制が新たなものになって、市全体で、この国分寺市の子どもたちに対しての教育施策がさらに充実、発展していく。ちょうど新しい体制のところで自分が教育委員をまだ務めることができることをとてもうれしく思っています。ますます充実、発展していくことができるように努めてまいります。

○戸塚委員 現在 2 期目を務めております。私も、今、髙橋委員がおっしゃったように、今回 の総合教育会議というものに参加できることを非常に光栄に思っております。これからも国分寺市の教育行政のために少しでもお役に立てればと思って頑張ってまいります。

〇佐久間委員 私はようやく3年目に入りました。初心者マークはもう取らなくてはならないなというところです。

国分寺市では、これまでも市長と委員長、教育長を中心とした教育委員会が連携をとり、教育 に取り組んできたことと思いますけれども、この総合教育会議という公開の場で定期的に話し合 う制度ができたことによって, さらに連携を深めていかれるものと私も期待しております。私も この場に参加できますことを光栄に思っております。一生懸命頑張りたいと思います。

〇松井教育長 教育長として 11 年目をまもなく迎えるのですけれども、この間、市長とは十分に意思の疎通を図りながら、教育行政の事務を行ってきたと思っていますけれども、改めてこういう形で、公に会議の場で市長と議論を交わせるということは、この会議の大変な意義であろうと思っています。

加えて、事務局として、政策部長をはじめ、政策経営課長、市長部局の部課長が出席をされて、 一緒にこの議論に加わってくれる、あるいはそれぞれの状況を説明してもらえるということ、こ こにも大変な意義があると思っています。

〇井澤市長 以上6名が総合教育会議のメンバーとなります。今後ともよろしくお願いします。

3 総合教育会議の開催にあたって

〇井澤市長 議事を進めさせていただきます。今、教育長からもお話がありましたように、日ごろから教育委員の皆様とは、私ども市長部局の側は連絡を密にとってやっております。もちろん、予算等も含めて連携を図っているところですけれども、こういう公の場で、またいろいろご議論をいただければありがたいと思っています。

最初に教育総務課長から、本日開催することになった総合教育会議について説明をお願いします。

〇新出教育総務課長 総合教育会議に関する事務については、地方自治法第 180 条の2の規定に基づいて、教育委員会が市長の権限に属する事務の補助執行を行っており、会議に関する庶務は教育総務課が担当していますので、私より総合教育会議について説明をさせていただきます。

資料ナンバー1総合教育会議についてをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これについては以後、「地教行法」と言い換えます。この地教行法の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に改正され、本年4月1日に施行されました。地教行法第1条の4第1項において、総合教育会議の設置が規定され、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と、教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとなりました。

国分寺市においては、今までも十分に市長部局と連携を図ってきているところですが、この総合教育会議の開催により、より一層市長と教育委員会との緊密な関係が築ければと思っております。

資料1の「2. 概要」ですが、下段のところです。太枠で囲っている部分があります。「総合教育会議の設置」の部分をご覧ください。総合教育会議は原則として、地方公共団体の長が招集しますが、必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることも可能となっております。構成員は首長と教育委員会であり、必要に応じて関係者または学識経験を有する者から意見を聞くことが可能です。

続いて、協議・調整事項についてです。総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場であり、合意した方針のもとに、それぞれが所管する事

務を執行することとなります。地教行法における「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務 について、地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、「協議」とは、 調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味するものです。

総合教育会議において調整が行われた場合は、地方公共団体の長と教育委員会が合意した場合でありまして、双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならないとなっております。調整のついていない事項についての執行は、それぞれが判断することとなります。

なお、協議・調整事項は、資料ナンバー1に3点記載されており、先ほどの太枠の3番目の四角のところに①②③とありますが、1つ目は、教育行政の大綱の策定。2つ目は、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策。3つ目は、児童・生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置ということになっています。3つ目については、臨時で総合教育会議を開催することも想定されます。

最後に、会議についてですが、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力のもとで 教育行政を行うという趣旨を徹底するため、会議は原則公開とし、議事録を作成することが求め られております。

〇井澤市長 今,総合教育会議についての説明がありました。この図式等も含めて,何かご指摘があればどうぞ。

〇松井教育長 総合教育会議の左下の図がありますよね。ここに意見聴取者という、3人ほど座っている絵がありますよね。この意見聴取者と、今日座っている教育委員会や市長部局の部課長とは意味が違うということでよろしいですね。

〇新出教育総務課長 この意見聴取者については、協議の場において必要と求められる場合において、関係者または学識経験を有する者から意見を聞くことができるとなっておりますので、今回いる事務局の説明員とはまた別になっております。

〇井澤市長 次の協議事項の要綱の中で、これに触れる部分が出てきますので、そこで詳しく 説明をしていただければと思います。

この図で、首長があまり教育に口を出さないほうがいいとかありますけれども、お互いにそのようなことはありませんし、予算権限を持っているからといって独断でやることもありません。 この図は、今までどこかの自治体では行われていたのかもしれませんが、こういうことがないようにこれからの総合教育会議において意見交換をし、連携を強めてまいりたいと思っております。

4 協議·調整事項

- (1) 国分寺市総合教育会議運営要綱(案)について
- 〇井澤市長 1番の国分寺市総合教育会議運営要綱(案)について、説明をお願いします。
- **○可児政策経営課長** 総合教育会議の設置については、先ほど教育総務課長がご説明したとおり、地教行法で規定されているため、市の例規で別途定める必要はありません。しかし、総合教育会議を円滑に運営していくために、運営について要綱を定めたいと考えております。地教行法第1条の4第9項では、「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」とされておりますので、本日の議題とさせていただきました。

続いて、要綱の中身についてご説明いたします。資料ナンバー2総合教育会議運営要綱(案) をご覧ください。まず第1条では、趣旨として、地教行法の規定に基づき、運営に必要な事項を 総合教育会議で定めることを目的とするとしております。

第2条は構成員。第3条は会議です。こちらについては、地教行法で一定定められている内容 を網羅したものですが、第3条の3については、この要綱で独自に規定したところです。地教行 法では、総合教育会議の出席人数について規定されておりません。そのため、児童・生徒等の生 命・身体の保護等緊急を要する場合を想定し、この第3条第3項を規定したものです。

第4条は、会議の公開についてです。地教行法では、会議は公開とされております。ただ、事由によっては非公開とすることができる旨が定められており、市の条例の規定に合わせて、全部または一部を公開しないことができるという旨を規定しました。

第5条は議事録,第6条は事務の調整です。こちらについても地教行法で定められているものを一定引用したという形になっております。

第7条については、傍聴の規定を設けました。教育委員会会議の傍聴に関する規則を準用して 規定をしました。

第8条は総合教育会議の庶務です。こちらについては、市長の権限に属する事務の補助執行を 教育委員会が行うことになっております。会議の庶務については、教育部の教育総務課が行うと いうことです。

第9条は委任で、この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定めるという規定です。地教行法の規定にもあるように、総合教育会議に諮って定めることが想定されます。

附則では、要綱の施行日を規定しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

- **〇井澤市長** 総合教育会議を今後円滑に進めていくために、この運営要綱を制定したいということです。
- **〇戸塚委員** 附則で、決裁の日から施行するとあるのですが、決裁をされるのは、具体的には どなたでしょうか。仮に市長だとしても、決裁されるのは、直ちにこの場で決裁をされるのか、 あるいは日を改めて決裁されるのでしょうか。
- **○可児政策経営課長** この要綱については、市長が設置する要綱になりますので、市長部局で 決裁をとります。本日、ご議論をいただき決定した際に、改めて決裁をするということですので、 順を追って手続をしていきたいと思っております。
- **○髙橋委員** そうしますと、案がまだ決裁されていないということは、今日のこの会議自体は 会議運営要綱がない状態で会議は行うと考えるのですか。
- **○可児政策経営課長** 先ほどご説明させていただきましたが、実際この総合教育会議の運営については、地教行法の中で定めがありますので、例規がなくても運営することはできます。ただ実際の運営の中で、必要な事項についてはやはり定めて、それに則って行います。手順としては既に法にある規定により開催させていただいて、今回その運営要綱についてご確認をいただいて、今後この要綱に沿って会議を進めていくという流れになります。
- **○髙橋委員** 要するに、本日はまだ要綱が決まっていないけれども、実質的にはこれに準じて やっていくということですね。

〇井澤市長 会議の設置は法で定められておりますので、今日は最初からそれで進めさせていただいておりますけれども、今後円滑な運営をしていくにあたって、要綱を今日ご検討いただいた上で決定したいということです。

〇佐久間委員 第3条第3項で、「会議は、緊急を要する場合は、市長と教育長のみで開くことができる」とありますけれども、緊急で開いた後、近日中に報告の会議ということで、総合教育会議が設けられることになるのでしょうか。

○新出教育総務課長 基本的には総合教育会議は全員の、今いらっしゃる6名で開くものですが、先ほどお話したとおり、児童・生徒の身体的なことなど、緊急の場合によっては市長と教育長で開くことができるということになっております。ですので、市長と教育長で話し合った事項については、各委員にはそのことを周知、また意識の共有をしていく必要があると思っております。

○富山委員長 要綱の第2条に、構成員が書かれております。上位法の地教行法でもこういう書き方なのですが、要は、会議を開催できるのは、緊急であれば、第3条第3項の市長と教育長、全員が集まると6人。つまり最大6人、最少2人ということで、その事案に合わせて開催することができると捉えてよろしいでしょうか。

○新出教育総務課長 おっしゃるとおりです。最少で市長と教育長ということが想定されます。
○松井教育長 2人なのだけれども、この規定というのは、市長と教育委員の2人ということは想定していないわけですよね。2人であっても、その2人の場合というのは、あり得るとしたら、市長と教育長ということですよね。

〇新出教育総務課長 最少の場合の2人というのは、市長と教育長の2人になります。ですので、市長と、例えば教育長の都合が悪くて他の委員ということは、この場合は想定しておりません。

〇松井教育長 緊急を要して、市長と教育長のみで総合教育会議を開くということがあり得るのかということになると、なきにしもあらずだけれども、委員は皆市内にお住まいですし、総合教育会議を急に開く必要があったときに、連絡をして全員がそろわなくて2人だけでやるということは、実際はほとんどないケースかなと思っています。もちろん、市長と教育長が頻繁に意思の疎通は図っていて、それは総合教育会議とは別物ですので、会議としてはやはりほとんど想定できないと思います。しかし、それでもこういう規定を設けておいたほうがいいだろうということで提案しています。

〇井澤市長 この第3条第3項は、できる規定ということにはなっていますけれども、基本的には、私としては緊急のときにも総合教育会議のメンバーにすぐにお集まりいただける方には集まっていただいた上で、より多くの方のご意見を頂戴しながらやっていきたいと思っています。本当にここに書かれているのは最少ということ、それから何か当事者に事情が生じた、緊急のことが生じたときのみということで、限定して考えてまいりたいと思います。

それでは、運営要綱については、これで定めてまいりたいと思います。

この総合教育会議の運営については、本日ご提案させていただいた内容で要綱として決定させていただきます。これより、案ではありますけれども、本要綱に則って、会議を運営させていただきたいと思います。私が決裁をした上で、案をとるという段取りにしたいと思います。

(2) 国分寺市教育施策の大綱(案)について

〇井澤市長 2番目の協議事項です。国分寺市教育施策の大綱(案)について、政策経営課長より説明をお願いします。

○可児政策経営課長 教育施策の大綱は、目標や施策の根本となる方針について定めるもので、 市の教育に必要なさまざまな施策を展開する上での指針となります。

本年4月1日に施行された改正地教行法第1条の3第1項により、地方公共団体の長が教育に関する大綱を策定することが定められました。大綱を策定することにより、地域住民の意向のより一層の反映と、地方公共団体における教育の振興に関する施策の総合的な推進を図るということになっております。

大綱の策定にあたっては、教育基本法第17条第2項に規定している教育振興基本計画、本市においては国分寺市教育ビジョンとして定めていますけれども、そのような形で定められている場合は、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられておりまして、市長が総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱にかえると判断することができるとされております。

本日お手元にお配りをしております資料ナンバー3国分寺市教育施策の大綱(案)は、国分寺市教育ビジョンを踏まえて作成したものとなります。大綱の詳細については、教育総務課長より説明させていただきます。

〇新出教育総務課長 大綱は、国分寺市教育ビジョンを踏まえて策定されたものであるため、 教育ビジョンを策定した事務局より説明させていただきます。

まず1ページ目をお開きください。国分寺市教育ビジョンは本年2月26日に、市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として教育委員会にて可決し策定されたものです。期間は5年を1区切りとしており、大綱も同期間を1つの区切りとしています。大綱が対象とする期間については法律で定められておりませんけれども、文部科学省の通知では、市長の任期が4年であること、また国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを鑑みて、4~5年程度に沿った期間と想定しております。

続いて2ページをお開きください。大綱の体系図となります。大綱は、「施策の方向性」、「ビジョン」、「取組の柱」から構成されております。この部分は教育ビジョンと同一の内容であり、その内容については、3ページからの2章「施策の展開」に記載しております。施策の方向性は5つあり、施策の方向性ごとにビジョンが2つ、または3つあります。またビジョンごとに「国分寺市の目指す姿」を記載しており、これが5年後に達成すべき目標となります。ビジョンには、その目標を達成するための取組の柱が幾つかあります。取組の柱ごとに主要施策を記載しておりますが、教育施策の大綱については、目標や施策の根本となる方針について定めるものであるため、主要施策の詳細は記載しておりません。詳細については、教育ビジョンを参照していただくこととなります。ご協議のほどよろしくお願いします。

〇井澤市長 文部科学省の通知では、大綱は教育行政における地域の住民の意向をより一層反映させるという観点から、総合教育会議において十分に協議・調整を尽くすことが肝要であると

されています。ここでご意見がありましたらどうぞ。

〇佐久間委員 早速ですけれども、大綱に加えたらいかがかと思う分野がありますので、提案をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

国分寺市教育施策の大綱(案)では、教育ビジョンを踏まえて策定されているため、現在、教育委員会で事務事業を行っていない分野については、このままでは大綱に載らないことになります。加えることを提案したい分野というのは、文化の領域についてなのですけれども、その根拠となるものが、改正地教行法についての文部科学省からの通知文の中にある、「大綱の定義」についての記載なのです。今から、その部分を読み上げさせていただきます。「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの」と定義づけられております。

さらに、同じ通知文の中ですけれども、大綱の策定についての留意事項の中にも記載がありますので、関連部分を読み上げさせていただきます。「近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ること」という記載があります。

以上のことから、現在、国分寺市教育委員会では、文化についての事務を行っていないので、教育ビジョンにはそのことが載っておりませんけれども、文化の領域というのは学校教育にも、社会教育にも深いかかわりがあるということと、改正地教行法の考え方も合わせまして、大綱に文化の領域について加えておけば、さらに市の教育大綱として充実したものになるのではないかと考えまして提案させていただきました。いかがでしょうか。

〇井澤市長 ありがとうございます。今、佐久間委員のほうからご提案がありました。これについて、皆さんのご意見をまた頂戴したいと思います。

○富山委員長 私は賛成です。理由としては、現在の国分寺市教育委員会の事務分掌といいましょうか、やっていることだけの教育大綱ではないと思います。学校教育法だけではなくて、社会教育法も図書館法も、いわゆる教育六法にかかわる、教育全体の大綱と捉えるほうが正しいと思いますので、教育委員会の中だけのものではないということ、そして市長部局と教育委員会が同じ方向性を持って、力を合わせてということの基本を考えますと、やはり文化の領域が入っているほうが私は望ましいと思います。

○戸塚委員 これは、むしろ、今ご提案された佐久間委員への確認の意味も込めてのご質問なのですが、文化の領域についての記載ということなのですけれども、今日の資料の中に、施策の5番目のところに「歴史遺産を活かした歴史のまちづくりを推進します」のビジョンで、「文化財に対する理解を深めます」とか、「市の歴史遺産の調査研究、保存、整備活用を進めます」とあります。これはもちろん文化に関する記載だと思うのですけれども、先ほどおっしゃったことは、こういう歴史的な文化に関すること以外だと思うのですけれども、具体的にはどういうものを指しておられるのか、ご指摘いただきたいのです。

〇佐久間委員 主に芸術文化ですとか、環境のことについては、まだこの中では触れられていないかなと思います。国分寺市文化振興計画というものがあるのですけれども、その中に歴史文化、芸術文化、環境文化、社会文化と4つの領域について計画がありまして、戸塚委員がおっし

やったように、歴史文化についてはこのビジョンの中に触れられていると思うのですけれども、 社会文化もちょっと関連づいたものが入っていると思いますが、芸術文化と環境文化については 記載がないように思いまして、できればそこも全体として加えたらいかがかなと考えました。

○髙橋委員 私もこれまで各委員がおっしゃったように、市の教育大綱ということから考えていったときに、今ご提案のあった内容が、この大綱の体系図に含まれるようにするのは賛成です。ただ、これは体系図になっておりますので、施策の方向性の1つの柱のどこかに、上位概念では入っていて、その上で最終的には取組の柱に今のご提案が入っていく体系になるのかなと思います。文化についてのことがどこに位置づくと一層趣旨が生かされ、また教育大綱として、子どもから全部の市民全体に関しての教育といったようなことが広く体系づけられるのかなというようなことを考えて、今教育大綱を見ております。

〇松井教育長 まず、この教育施策の大綱は、先ほどもご説明があったように、教育ビジョンに基づいて今回つくっております。教育ビジョン自体は教育委員会で決定して、市でも報告をしているわけですけれども、教育ビジョンの中で、実は文化芸術は、文化財を除いては入っていないのです。文化財は入れてあるというところを今、ご指摘いただいたのだと思います。

教育ビジョンをつくるときには、教育委員会が所管をしている事務事業についてビジョンをつくりました。そこで、学校教育と、社会教育の中でも、スポーツについて、この3月までは教育委員会で所管をしておりましたのでスポーツまでは入れてあります。しかし、文化芸術の部分については、これはたしか8年ぐらい前なのですけれども、教育委員会から市長部局に事務の執行を移管しておりますので、今回は教育委員会の教育ビジョンには含まれなかったという経緯があります。この4月からスポーツが市長部局に移管をされて、これで地教行法に基づいて首長に事務の管理、執行を移管できる事務は、全て移管し終わりました。しかし今、スポーツはそういう経過もあって、教育ビジョンの中に残してあります。したがって、今回の教育施策の大綱にも組んでいるということになります。

このように少し整理がついていないような状況で、今、佐久間委員のご提案もあったと思っています。基本的には首長がご提案される大綱ですから、これからもスポーツも含んでいくとなると、今、佐久間委員からのご指摘もあったように、文化芸術についても、教育委員会を離れても大綱には入れたほうが整合性はとれるかなと、ご意見をいただいて思っているところです。

〇井澤市長 私もまさにこの総合教育会議の中で大綱を決めていくにあたっては、全市的な立場でやっていく必要があるだろうと思います。ですから、今、佐久間委員からご提案があったことについては、どういうつくりにしていくかについてはまた担当で協議をさせていただきますけれども、各委員がおっしゃるように、その部分については大綱の中に入れ込んでまいりたいと思っております。

〇佐久間委員 先ほど髙橋委員からどこに位置づけたらよろしいでしょうというお話がありました。それについて私としても、ちょっとこの体系図を見て考えてみたのですが、ちょっと体系図をご覧いただけますでしょうか。 2ページです。

施策の方向性IVに、「だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します」とあります。内容としてはこの部分に入れていくのがしっくりくるのではないかなと思いまして、いかがかなと思いました。

- **〇井澤市長** それも含めて、事務局で検討したいと思います。
- **○可児政策経営課長** ただいまいろいろとご提案をいただきました。この内容については、文 化施策の担当課である文化と人権課、あるいは総合教育会議の事務局である教育総務課と相談を しながら、案を調整させていただいて、例えば次回会議のときに案をご提示できればと思ってお ります。
- **○松井教育長** その方向でいいと思うのですけれども、施策の方向性 I から V が教育ビジョンをもとにまとめているので、ここに文化芸術を入れ込むと、教育ビジョンの方をどうするかなという問題が起きてくると思います。これからの検討ですけれども、できたら施策の方向性Ⅵとして、それを新たに起こすようなことも少し検討したほうがいいかなという気はしています。

新たにつくるといっても、今、文化振興条例があって、文化振興計画があるわけですよね。おそらくそこから持ってくる方法をとるしかないと思うのです。そこだけについて真新しいものをつくるというよりは、現在もろもろの条例、計画があるわけですから、その文化振興計画の中から施策の方向性の1つとして位置づけていけば、かなり短期間でもできるのかなという気がしています。いずれにしてもお時間をいただいて、事務局に検討してもらうことになると思います。

○井澤市長 教育ビジョンについては、既にもう策定されていますよね。そうすると、この大綱の1ページ目の教育ビジョンとの関係性についてという記述についても、教育ビジョンを踏まえて作成されたものとなっていますので、もう少し全体を網羅したような表現に少し変えていかなければいけないかなと思います。今、教育長からもお話がありましたけれども、また、たたき台をつくっていただいて、検討をしたいと思います。

それでは、大綱については、今日は案ということでご提示をさせていただきました。いろいろ 今、ご意見を賜りましたので、少しお時間をいただいて、この大綱についてさらに案をつくって、 次回にまた皆さんのご審議をいただきたいと思っております。ですから、今日はこの大綱につい ては継続とさせていただいて、次回に決定とさせていただきたいと思います。

(3) (仮称) 国分寺市学校教育懇談会について

- 〇井澤市長 3番の(仮称)国分寺市学校教育懇談会についての説明をお願いします。
- ○新出教育総務課長 教育委員会では、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図ることを目的に、小中学校の保護者及び小中学校長と意見を交換するため、(仮称)国分寺市学校教育懇談会を開催したいと考えております。資料として添付しておりますけれども、出席者については、市長及び教育委員会委員に出席していただきたいと考えております。このため、今回の協議・調整事項として挙げさせていただいております。

出席者については、市長、教育委員会委員、それから市立小中学校の保護者を各校から1名、また、市立小中学校長となります。開催については、国分寺市を東西に分けて全2回で開催し、1回目については7月22日水曜日を、また第2回目については10月ごろ開催したいと考えております。懇談テーマについては未定でありまして、例として資料に記載しておりますが、建設的な議論を行うためにも今後ある程度テーマを絞ることを考えております。また、実施の根拠として要領を制定する予定でありまして、内容については案として資料4の後に添付しております。

- **〇井澤市長** これについては、主催は教育委員会ということですね。
- ○松井教育長 総合教育会議が主催者になるということも1つの案だと思いますけれども、提案では、教育委員会が主催をするということです。そこに市長にも出ていただくということで考えています。15 校で、保護者はおそらくPTA会長を想定していますが、会長と校長で30名、それに教育委員と市長で36名という数になりますので、2回に分けて開くことが規模としては適当かなということで、こういう提案になっています。

主催を教育委員会でなくて、総合教育会議としてもこれは結構ですし、あるいは、市長が主催者ということもあるかとは思います。

〇井澤市長 この件については、要領の案も含んでご意見をいただければと思います。

今,松井教育長からお話があったのは、私の理解とすると、教育委員会に反映させる意味での教育懇談会なのか、それとも総合教育会議に反映できるもの、反映できないものがあるかとは思うのですけれども、そのための懇談会なのかというような位置づけにもかかわってくるかなと思うのです。このご提案は、もともと広く学校関係者や保護者の方々からご意見をお聞きしたいということが趣旨だと思っていますけれども、その点よろしいですか。

〇松井教育長 本来であれば、教育委員と保護者の代表の方で、こういう形で意見交換、子どもの今のご家庭での状況に基づく解決の方策とか、そのようなものを協議する場があればいいなということで考えたものですけれども、やはりこれに市長にも出席をしていただくことで、この総合教育会議の場で一応合意しておいたほうが、これは適当だろうということでの今回出しております。

〇井澤市長 そうすると、あくまで主体は教育委員会で、私は参加させていただく懇談会という位置づけですね。これについて、今日結論を出す必要はありますか。

〇松井教育長 第1回目は7月22日の開催を考えております。第2回目の総合教育会議となると、確か今、7月14日を想定していますので、そこで決まったのでは遅いので、できれば今日、決めていただくと動きやすいかなと思います。

〇井澤市長 まず教育委員会でお決めにならなければいけないのではないのでしょうか。総合教育会議でのご議論は、今日あっていいと思うのですけれども。

〇松井教育長 教育委員会会議の議題にはしていませんけれども、教育委員会としてはやりたいということで決まっております。

〇井澤市長 そういう点で言えば、私自身は幅広くご意見を聞く機会をいただきたいと思っておりますので、こういう懇談会に私が出席することに教育委員の皆さんのご異議がなければ、ぜひ参加させていただきたいと思っております。

それでは、今回これは懇談会ということで、決定をするとかしないとかの問題ではないでしょうけれども、特にご異議がなければ、この日程でこういう懇談会を開いていくと、それに私も出席をさせていただくという方向性で進めさせていただきたいと思います。

(4) その他

なし

5 その他

(1) 次回の総合教育会議の日程(案)

- 〇井澤市長 それでは、5番のその他に参ります。
- ○新出教育総務課長 次回,平成27年度の第2回総合教育会議ですが,平成27年7月14日火曜日,午後1時30分から,本日と同じひかりプラザ5階教育資料室で開催したいと考えております。
- 〇市長・各委員 異議なし。

(2) その他

○井澤市長 それでは、今日は第1回の総合教育会議ということで開催をいたしました。こういう会議が初めて開かれたのですけれども、私としても市長部局を統括する立場です。今後予算も含めてですけれども、ぜひ教育委員会とはしっかりと連携を図って進めてまいりたいと思っております。もともと、私が冒頭に申し上げましたように、お子さんの命を大切にする、守っていくということが肝要であろうと思慮されて、この会議が設置されるに至ったということの経緯を踏まえて、やはり緊急のことがないようにはしてまいりたいと思いますけれども、そのようなことがないように普段から連携を図っていく、そしてまた、こういう公の場で教育委員会と市長部局がいろいろお話し合いを重ねていくということが、今後とも必要だと思っております。

次回は7月になりますので、そのときまでに今日課題となった大綱についても、またさらに充 実されたものにして提案をさせていただいて、次の会議のときに決定をしたいと思っております。

午前 10 時 35 分閉会